

学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金交付要綱
(学校を核とした地域力強化プラン)

20文科生第8117号
平成21年3月31日
文部科学大臣決定
最終改正令和6年2月22日

(通則)

第1条 学校を核とした地域力強化プランに係る学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、学校、家庭及び地域住民相互の連携・協働を推進するため、学校を核として地域住民等の参画や地域の特色を生かした事業を展開する経費の一部を補助し、もって、まち全体で地域の将来を担う子供たちを育成するとともに地域のコミュニティの活性化を図ることを目的とする。

(交付の対象)

第3条 文部科学大臣(以下「大臣」という。)は、別記の事業名の欄に掲げる事業(以下「補助事業」という。)を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費(以下「補助対象経費」という。)について、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助事業を行う者(以下「補助事業者」という。)は、別記の補助事業者の欄に掲げるものとする。

(補助対象経費及び補助額)

第4条 補助事業に係る補助対象経費及び補助事業に係る補助金の額は、別記の補助対象経費、補助金の額の欄に掲げるとおりとする。

(申請手続)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、別に定める期日までに様式1による補助金交付申請書を大臣に提出しなければならない。

2 補助金の交付の申請をしようとする者は、前項に規定する補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)に相当する額を減額して申請しなければならない。ただし、補助金の交付の申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付決定の通知)

第6条 大臣は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があった場合には、書類を審査の上、交付すべきものと認めたときは速やかに交付の決定を行い、様式2による補助金交付決定通知書を補助事業者に送付するものとする。

2 大臣は、前項の交付の決定を行うに当たっては、前条第2項本文の規定により補助金に係る消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して補助金の交付の申請がなされたものについては、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して交付の決定を行うものとする。

3 大臣は、第1項の決定をする場合において、必要に応じ条件を附することができるものとする。

4 交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、補助金交付申請書が文部科学省に到達してから30日とする。

(申請の取下げ)

第7条 補助金の交付決定を受けた補助事業者は、交付決定の内容又はこれに附した条件に対して不服があることにより、補助金交付の申請を取り下げようとするときは、交付の決定の通知を受けた日から20日以内にその旨を記載した交付申請取下げ書を大臣に提出しなければならない。

(補助金の支払)

第8条 補助金の支払は、原則として第15条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後

に行うものとする。ただし、必要があると認められる場合は、会計法（昭和 22 年法律第 35 号）第 22 条及び予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 58 条第 4 号に基づく財務大臣との協議が調った際には、補助金の全部又は一部について概算払することができる。

（経費の効率的使用等）

第 9 条 補助事業者は補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

（計画変更の承認）

第 10 条 補助事業者は、次の各号に掲げる場合には、あらかじめ様式 3 による申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

（1）補助対象経費の額を変更しようとするとき。ただし、補助金の交付決定額の範囲内において、50 万円又は補助対象経費の 20% のいずれか高い額以内で増減する場合は除く。

（2）別記の事業名欄に定める各事業のいずれかを中止又は廃止しようとするとき。

2 第 6 条の規定は、前項の場合について準用する。この場合の補助金交付決定変更通知書は様式 4 によるものとする。

3 大臣は、第 1 項を承認する場合において必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を附することができるものとする。

（補助事業の中止又は廃止）

第 11 条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、速やかに様式 5 による申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

（事業遅延の届出）

第 12 条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式 6 による報告書を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

（状況報告）

第 13 条 大臣は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、速やかに様式 7 による状況報告書を求め、又はその状況を調査することができる。

（実績報告）

第 14 条 補助事業者は、補助事業を完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から 30 日を経過した日又は翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日までに様式 8 による実績報告書を大臣に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項に規定する実績報告書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して実績報告書を大臣に提出しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第 15 条 大臣は、前条の報告を受けた場合には、実績報告書、その他の書類の審査及び必要に応じ現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第 10 条の規定に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに附した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式 9 による補助金確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

2 大臣は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95% の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（消費税及び消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第 16 条 補助事業者は、補助金の交付の申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものであって、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により当該消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに様式 10 による消費税等仕入控除税額確定報告書を大臣に提出しなければならない。

2 大臣は、前項の報告書の提出があった場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(交 付 決 定 の 取 消 し 等)

第 17 条 大臣は、第 11 条に規定する補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号に掲げる場合には、第 6 条第 1 項に規定する交付の決定の全部若しくは一部を取消し又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、適正化法、適正化法施行令、その他の法令又は本要綱に基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
 - (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、大臣は補助事業者に対し、期限を附して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 大臣は、第 1 項第 1 号から第 3 号までの理由により交付の決定を取消し、前項による補助金の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95% の割合で計算した加算金の納付を合わせて命ずるものとする。
- 4 第 2 項に基づく補助金の返還については、第 15 条第 3 項の規定を準用する。

(財 産 の 管 理 等)

第 18 条 補助事業者は、補助対象経費(補助事業を他の者に実施させた場合には、その経費を含む。)により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 大臣は、補助事業者が取得財産等を処分することにより、収入があり又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることができる。
- 3 大臣は、間接補助事業者が取得財産等を処分することにより、得た収入の全部または一部について補助事業者に納付があった場合は、その納付額について国に納付させることができる。

(財 産 の 処 分 の 制 限)

第 19 条 取得財産等のうち適正化法施行令第 13 条第 4 号及び第 5 号の規定により、大臣が定める財産は、取得価格が 1 個又は 1 組 50 万円以上の財産及び効用の増加価格が 50 万円以上の財産とする。

- 2 適正化法第 22 条に定める財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)を勘案して、大臣が別に定める期間とする。
- 3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ大臣の承認を受けなければならない。
- 4 補助事業者は、間接補助事業者から財産処分の承認の申請を受けたときは、あらかじめ大臣の承認を受けなければならない。
- 5 前条第 2 項の規定は第 3 項の承認をする場合において、前条第 3 項の規定は第 4 項の承認をする場合においてそれぞれ準用する。

(補 助 金 の 経 理)

第 20 条 補助事業者は、補助事業についての収支簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して前項の収支簿とともに補助事業の完了、又は中止若しくは廃止の日の属する年度の翌年度から 5 年間保存しなければならない。

(補 助 金 調 書)

第 21 条 補助事業者(地方公共団体に限る。)は、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにする様式 11 による補助金調書を作成しておかなければならない。

(電 磁 的 方 法 に よ る 提 出)

第 22 条 補助事業者は、適正化法、適正化法施行令又は本要綱の規定に基づく申請、届出、報告その他文部科学省に提出するものについては、電磁的方法(適正化法第 26 条の 3 第 1 項の規定に基づき大臣が定めるものをいう。)により行うことができる。

(電 磁 的 方 法 に よ る 通 知 等)

第 23 条 大臣は、適正化法、適正化法施行令又は本要綱に規定する通知、承認、指示又は命令（以下「通知等」という。）について、補助事業者が書面による通知等を受けることを予め求めた場合を除き、電磁的方法により通知等することができる。この場合、大臣は補助事業者に到達確認を行うものとする。

（間接補助金交付の際附すべき条件）

第 24 条 補助事業者は、別記の1に掲げる間接補助事業者に補助金を交付するときは、本要綱第7条から第21条まで（第8条及び第15条第1項を除く。）の規定に準ずる条件を附さなければならない。

（その他）

第 25 条 前条までに定めるもののほか、補助金の取扱いに関し必要な事項は別に定める。

附 則（改正 令和元年7月26日）

この要綱は、令和元年7月26日から施行し、令和元年7月26日から適用する。なお、この要綱の適用前に補助金の交付の決定が行われた事業については、交付の決定が行われた時の要綱を適用する。

附 則（改正 令和2年3月12日）

この要綱は、令和2年3月12日から施行し、令和2年3月2日から適用する。なお、この要綱の適用前に補助金の交付の決定が行われた事業については、交付の決定が行われた時の要綱を適用する。

附 則（改正 令和2年3月31日）

この要綱は、令和2年3月31日から施行し、令和2年3月31日から適用する。なお、この要綱の適用前に補助金の交付の決定が行われた事業については、交付の決定が行われた時の要綱を適用する。

附 則（改正 令和3年3月25日）

- 1 この要綱は、令和3年3月25日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、別記については、令和3年度事業から適用し、令和2年度以前の事業については、なお、従前の例による。

附 則（改正 令和5年3月27日）

- 1 この要綱は、令和5年3月27日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、別記については、令和5年度事業から適用し、令和4年度以前の事業については、なお、従前の例による。

附 則（改正 令和6年2月22日）

この要綱は、令和6年2月22日から施行し、令和6年1月1日から適用する。なお、この要綱の適用前に補助金の交付の決定が行われた事業については、交付の決定が行われた時の要綱を適用する。

別記

1 補助対象事業の内容、補助対象経費及び補助金の額は次のとおりとする。なお、都道府県が補助事業者である場合は、市町村（特別区及び市町村の組合を含む。以下同じ。）が、間接補助事業として行う場合も含まれる。

事業名	補助対象事業の内容	補助事業者	補助対象経費	補助金の額
学校を核とした地域力強化プラン（都道府県対象）	学校を核として地域住民等の参画や地域の特色を生かし、まち全体で地域の将来を担う子供たちを育成するとともに、地域コミュニティの活性化を図るため、県域内における研修や県立学校を対象に、都道府県が主体となって、以下の取組のうち1つ、又は複数を有機的に組み合わせて事業を実施する。 ① 地域と学校の連携・協働体制の構築に資する取組 ② 家庭教育支援の基盤の構築に資する取組 ③ 地域ぐるみの学校安全体制の整備の推進に資する取組 ④ 地域における学びを通じたステップアップ支援に資する取組 ⑤ 健全育成のための体験活動の推進に資する取組 ⑥ 地域を担う人材育成のためのキャリアプランニング推進に資する取組	都道府県	謝金、旅費、交通費、備品費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、保険料、雑役務費、委託費、補助金とし、各費目の取扱については、事業の実施要領に定めるところによる。	補助対象経費の1/3以内とする。 間接補助事業者がいる場合には、補助金の額の算定方法は3のとおりとする。
学校を核とした地域力強化プラン（指定都市・中核市対象）	学校を核として地域住民等の参画や地域の特色を生かし、まち全体で地域の将来を担う子供たちを育成するとともに、地域コミュニティの活性化を図るため、指定都市、中核市が主体となって、以下の取組のうち1つ、又は複数を有機的に組み合わせて事業を実施する。 ① 地域と学校の連携・協働体制の構築に資する取組 ② 家庭教育支援の基盤の構築に資する取組 ③ 地域ぐるみの学校安全体制の整備の推進に資する取組 ④ 地域における学びを通じたステップアップ支援に資する取組 ⑤ 健全育成のための体験活動の推進に資する取組 ⑥ 地域を担う人材育成のためのキャリアプランニング推進に資する取組	指定都市 中核市	謝金、旅費、交通費、備品費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、保険料、雑役務費、委託費とし、各費目の取扱については、事業の実施要領に定めるところによる。	補助対象経費の1/3以内とする。
学校を核とした地域力強化プラン（市町村対象）	学校を核として地域住民等の参画や地域の特色を生かし、まち全体で地域の将来を担う子供たちを育成するとともに、地域コミュニティの活性化を図るため、市町村（指定都市・中核市を除く）が主体となって、以下の取組のうち1つ、又は複数を有機的に組み合わせて事業を実施する。 ① 地域と学校の連携・協働体制の構築に資する取組 ② 家庭教育支援の基盤の構築に資する取組 ③ 地域ぐるみの学校安全体制の整備の推進に資する取組 ④ 地域における学びを通じたステップアップ支援に資する取組 ⑤ 健全育成のための体験活動の推進に資する取組 ⑥ 地域を担う人材育成のためのキャリアプランニング推進に資する取組	市町村（指定都市・中核市を除く）	謝金、旅費、交通費、備品費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、保険料、雑役務費、委託費とし、各費目の取扱については、事業の実施要領に定めるところによる。	補助対象経費の1/3以内とする。

	ち1つ、又は複数を有機的に組み合わせて、事業を実施する。 ① 地域ぐるみの学校安全体制の整備の推進に資する取組 ② 地域における学びを通じたステップアップ支援に資する取組 ③ 健全育成のための体験活動の推進に資する取組 ④ 地域を担う人材育成のためのキャリアプランニング推進に資する取組		議費、保険料、雑役務費、委託費とし、各費目の取扱については、事業の実施要領に定めるところによる。	
学校を核とした地域力強化プラン（都道府県、指定都市、中核市、市町村、民間団体対象）	大規模災害の発災時において、当該災害が激甚災害指定基準（昭和37年12月7日中央防災会議決定）を満たすものとして、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第2条により、激甚災害（いわゆる「本激」）と指定され、当該災害により被災した都道府県、指定都市、中核市又は市町村（指定都市及び中核市を除く。）（以下「被災都道府県等」という）が特に必要と認める地域の幼児、児童及び生徒（以下「児童生徒等」という。）を対象に提供する学習・体験活動の取組を実施する（通常の地域学校協働活動としての学習・体験活動の機会の提供が十分に実施できる場合を除く。）。 ※申請する際に、被災都道府県等が「特に必要と認める地域」である旨を記載した確認書の添付が必要。 ① 地域と学校の連携・協働体制の構築に資する取組のうち、被災地の子供への学習・体験活動の提供支援	都道府県 指定都市 中核市 市町村（指定都市・中核市を除く） 民間団体	人件費（各種手当及び法定福利費等を除く。）、謝金、旅費、交通費、備品費、消耗品費、光熱水費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、保険料、雑役務費、委託費とする。	補助対象経費の10/10以内とする。

2 算定されたそれぞれの額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

3 間接補助事業者がいる場合、補助金の算定方法は次により算出するものとする。
ただし、算定されたそれぞれの額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

1の補助対象事業の内容にある取組ごとに次のア及びイにより算出された額の合計額

ア 実施要領に定められた費用について、地域の実情に応じて積算する大臣が認める額と補助事業者が積算する補助対象経費とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額に3分の2を乗じて得た額と都道府県が補助する額（国が都道府県へ補助する額を含む）とを比較して少ない方の額の合計額に2分の1を乗じて得た額を補助額とする。